

1951年7月20日第3種郵便物認可 2024年11月1日発行 毎月1回1日発行第74巻第10号

ISSN 0913-6134

# 農村と都市をむすぶ

特集 農産物価格形成のあり方  
安藤光義 小田志保 西川邦夫 信岡誠治

2024年11月号 NO.872



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ 二〇二四年十一月号(第八七二号) 特集 農産物価格形成のあり方

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可  
二〇二四年十一月一日発行 毎月一回一日発行 第七四巻第十号

農村と都市をむすぶ 頒価二一〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二ノ一  
全農 農林労働組合  
農村と都市をむすぶ編集部  
TEL 〇三三五〇八一四三五〇



「東京駅丸の内駅舎と八重洲口ビル群」(編集部)

表紙の写真は、神奈川県横須賀市ソレイユの丘のキバナコスモス。オレンジの花びらと青空のコントラストが秋の気配を感じさせてくれます。

また、上掲の写真は、前号に続くアーバンレポート第2弾。東京駅丸の内駅舎の背景にそびえるのは、再開発中の八重洲口のビル群です。2023年に開業した東京ミッドタウン八重洲(240m)の隣には高さ250m級のビルが建設中であり、丸の内口に負けじと高層ビルの建設ラッシュが続いています。さらに大手町には、2028年の完成をめざし「TOKYOTORCHトーチタワー」が建設中です。完成後は日本一の高さ(385メートル)のビルとなる予定です。

## 「農村と都市をむすぶ」編集委員会

(農林行政を考える会)

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集長	安藤光義	東京大学教授
編集委員	服部信健	東洋大学名誉教授
	堀山安雄	早稲田大学名誉教授
	神林信一	農政ジャーナリスト
	小坂雅充	静岡県立農専大学名誉教授
	秋山滋夫	日本農業研究所研究員
	友田満夫	宇都宮大学特任教授
	作山巧夫	日本大学准教授
	西川邦夫	明治大学教授
		茨城大学准教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介

日本農業年報69

## 基本法見直しは日本農業の 救世主たりうるか —農政の新たな展開方向をめぐる—

食料安全保障のための課題、国際的・歴史的な位置づけ、現場の生産者を中心とする関係者の思いという3つの視点から、求められる基本法の方向性を問う。

編集代表 谷口信和  
編集担当 安藤光義



## バイデン政権下の アメリカ農業・農政

バイデン政権下での農業・農政をとおして  
日本農政の現状と課題を見つめる

服部信司 著



## 増加する雇用労働と 日本農業の構造

労働者が農業を支える仕組みが広がっている。経営者、家族だけでなく、従業員が重要な担い手になっているのである。

- ① 担い手の労働者を、直接雇用に派遣や請負、外国人を含め、その大きさを示した。
- ② 法人に労働者は多いが、正規かパートか、キャリアアップはどうか、代表的な事例を集め分析した。
- ③ 家族経営でも人を雇うことで展開を図り、後継者が戻るなど、新たな動きを紹介している。

堀口健治・澤田守 編著



◎「基本法の見直しは日本農業の救世主たりうるか」、「バイデン政権下のアメリカ農業・農政」、「増加する雇用労働と日本農業の構造」は全農林・農村と都市をむすび編集部（TEL03-3508-4350）までお問い合わせください。

### 編集後記

一〇月半ばに入り都会でもようやく紅葉が目に見えるようになりましたが、一・一月直前まで「夏目」が観測されており、紅葉も色浅く本格的な秋とはいえない異様な状況が続いています。この状況に世間では日本の四季がなくなるのではないかと温暖化を危惧する声も聞かれます。まさに四季折々の日本の風情が失われていくようで寂しい気持ちになるとともに、農林漁業に及ぼす影響を懸念せざるを得ないところですが▼一方、温暖化とは言え、厳しい冬はやってくるもので、今年二度の災害に見舞われた能登半島では、本格的な冬の到来を前に、一向に進まぬ復旧作業に業を煮やす声が聞こえてきます。復旧ボランティアの募集広告に関わって知り合いになった石川県庁の担当者からは、「今回の豪雨で土砂をかぶった農地にも一二月になれば雪が降り始めます。そうなる」と雪が無くなる来年二月後半まで土砂の除去ができないため、本来に来年の田植えができるのか非常に心配しています。」と嘆きとも言える被災地の現状が報告されています。まさに被災地の復旧作業は時間との闘いであ

り、早急な補正予算の措置により復旧・復興を進めることが必要です▼他方、永田町では自民党総裁選を制し総理の座についた石破首相が、補正予算審議を放置したまま衆議院を解散し総選挙に打って出ました。選挙結果は、裏金問題を抱える多くの議員を公認するなど、総選挙を裏金問題の襖ぎ（みそぎ）に利用しようとする自民党の魂胆が見え見えであったばかりか、選挙期間中に非公認の裏金議員の政党支部に二千万円もの政党交付金が配分されるという事実が発覚したこともあり、与党は惨敗し過半数割れに追い込まれました。当然の結果とはいえ、良識ある国民の審判が下されたことは、国家としての最低限のモラルが確認できた意味で救いであったといえますが、一方で一八人もの裏金議員が当選するなど、政治とカネの問題に課題を残すことになったのではないのでしょうか▼いずれにしても、今次総選挙で置き去りにされたのは被災地であり、早晚召集される特別国会では、与野党の隔たり無く、被災地の復旧・復興に向けた補正予算審議を急ぐべきであり、厳しい冬の到来までに被災地の皆さんに少しでも安心してもらえるよう政治の務めを果たして欲しいものです。

（岡本）

## 日本型直接支払の次期対策



多面的機能発揮促進法の下で、日本型直接支払が実施されてから一〇年が経つ。日本型直接支払は、多面的機能支払―農地維持支払、資源向上支払（共同活動、長寿命化）―、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払という三つの直接支払制度。五年ごとの対策実施の設計のため、三つとも二五年度から新たな対策が始まる。

中山間地域等直接支払も、多面的機能支払も、交付金の交付対象は集落組織である。

環境保全型農業への支援は、農地・水・環境保全向上対策の共同活動地域内に限定した営農活動支援として始まった。一年度から独立した対策となり、一五年度からは日本型直接支払のひとつでの実施だが、交付金の対象は原則、複数の農業者が含まれる生産者グループ等の地域組織である。地域政策の性格が色濃く、地域政策の枠組みに閉じこめられている。

### 農村振興の位置づけ

改正基本法も、「農村の振興」を基本理念のひとつにかかげた。第六条（農村の振興）は、農村について、農業者を含む地域住民の生活の場で農業が営まれているこ

とから「農業の持続的な発展の基盤たる役割」を果たしている。人口減少等の情勢変化の下でも、地域社会の維持、食料など農産物供給機能と多面的機能の発揮のため、農業の生産条件と生活環境の整備等により振興を図るとした。具体的施策には、「農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興」と防災を付け加えている。

「みどりの食料システム戦略」の推進の上で、改正基本法は、基本理念のひとつに「環境と調和のとれた食料システムの確立」（第三条）をかかげ、環境負荷の低減の取組みを進めるとした。

農村振興と環境負荷低減を進めるためには、日本型直接支払の次期対策の枠組みは、これからの政策推進に重い意味と役割をもつ。

だが、農村地域社会、特に山間地域は、人口減少と高齢化により農業集落の小規模化が一段と進み、コミュニティの危機に直面している。三つの直接支払の次期対策は、この危機克服への道筋を示せるかを問われている。

### 政策評価と次期対策

三つの直接支払制度は、それぞれの第三者委員会が評価をまとめ、次期対策に向けて動きだした。二五年度予算概算要求では、予算増額を要求している。

多面的機能支払では、人口減少と高齢化により、事務処理担当や役員・代表者の後継者がいない等の問題をか

かえている。環境負荷軽減の取組みに対する加算措置の新設など取組みの高度化を図りながら、人材不足に対応して、広域化と集落をまたぐ共同活動支援班の設置に加算措置を講じ、あわせて事務の簡素化を進める。

中山間地域等直接支払では、小規模集落ほど集落協定の再締結が困難になっている。再締結困難集落のうち協定広域化の意向をもつ割合は約一割にすぎない。そのため、体制整備単価の要件を第五期対策の「集落戦略」策定から第六期対策では「ネットワーク化計画」の策定に変える。

問題は、第六期対策ではネットワーク加算・スマート農業加算を新設し、第五期対策の「集落機能強化加算」を廃止することである。

集落機能強化加算は、新たな人材確保や営農関係以外の集落機能強化の取組みに対する加算措置。対象活動を営農、ボランティア・農福連携、高齢者の見回り・送迎・買い物支援、地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろしなど、例示してきた。

特に山間地域は、人口減少・高齢化・小規模化が進んだ。総戸数九戸以下の農業集落の割合は、平地地域三七％に対し、中間地域七・九％、山間地域一九・九％。六五歳以上の高齢化率も、平地地域三三％に対し、中間地域三七％、山間地域四二％である（二〇年センサス）。

山間地域では、集落機能強化加算の「廃止」の影響は大きい。第三者委員会の委員全員が「集落機能強化加算の継続」の要望書を提出する異例の事態になっている。

### 環境負荷低減の取組み

環境負荷低減の取組みは、環境保全型農業直接支払の拡大がカギとなる。

次期対策では、有機農業の交付金単価を一〇a一万四〇〇〇円に引き上げ、移行期に重点を置くとしている。また、堆肥施用等には中干し延長などを義務づけ、栽培期間中の化学肥料・化学農薬不使用栽培への交付金（一〇a五〇〇〇円）を新設する。二七年度からみどりの食料システム法の体系に組みこむとしている（地域政策の枠組みへの閉じこめを強める）。

問題は、「予算の範囲内」での交付金交付の仕組みが継続することである。申請額の全国合計が予算額を超えると交付額を減額するとしている。予算額の五〇％は国費支出、残りは地方自治体負担だが、地方自治体負担の一部は地方交付税交付金で補てんする。国費支出の予算の大幅増額がない限り、交付対象の農業者グループへの限定、実績主義が厳格化し、事業の拡大は望めない。

農村地域社会は「担い手」だけで成り立っているのではない。農業集落について社会構造を含めて幅広くとらえ、農村地域政策を推進する必要がある。（KY）

# 特集 農産物価格形成のあり方

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 安藤光義

生産資材価格の高騰を小売価格に価格を転嫁することができないという問題は、中小企業はもちろん、農業経営に大きな影響を与えている。この問題は、流通機構や取引形態の変化との関連を視野に入れた農産物の価格形成のあり方が問われているということである。

そこで本特集では、「適正な入荷・牛乳乳製品価格形成の模索―EUの試みから―」（小田志保）、「米の価格形成をめぐる動向と展望―「合理的な価格形成」と「価格形成の場」をめぐる―」（西川邦夫）、「卵価格形成の実態と課題」（信岡誠治）の三本の論稿を用意した。

各論稿でポイントとなると感じた点を以下に記してリードに代えることにしたいと思う。誤読や誤解があった場合はどうかご容赦願う次第である。

「適正な乳価・牛乳乳製品価格形成の模索」では、①認定生産者組織（認定PO）による団体交渉の推進や市場の透明性の向上への取り組みが行われていること、②酪農協系統乳業メーカーの取扱量と認定POを通じた団体交渉対象数量を合わせるとEU集乳量の七割が生産者の組織化により乳価形成への意思反映が行われていること、③日本は集乳量の九割が従来からの乳価交渉の枠組みの対象となっており、その高い組織率を保持したままの制度改革を目指すべきだとしていること、④牛乳乳製品市場観測サイトMMOは食料システムの各段階の情報の共有を促進している（消費者にも理解しやすくなるよう統計をグラフ化して提供している）ことの四点である。

「米の価格形成をめぐる動向と展望」では、①農林水産省の言うところの「合理的な価格形成」は生産調整を含めた農業生産構造ではなく、流通過程に焦点を当てたものであること、②適正な価格形成に関する協議会での議論では、

価格転嫁の実現は消費者の購買力という生産者や流通業者に如何ともしがたい部分に委ねられてしまっていること、③「令和のコメ騒動」は、市場に出回る主食用米の約半分は収穫前に生産者と農協等の集荷業者の間で契約が済んでいるという市場構造の下、需要に対して供給が単に不足していたため引き起こされたのであり、生産調整による行き過ぎた作付転換にその要因が求められること、④生産調整による供給量の削減が作り出した需給ギャップが結果的に価格転嫁を実現したが、これが持続的なものとなるかどうかは、先物市場での取引価格の下落もあり、慎重に判断する必要があることの四点である。

「卵価格形成の実態と課題」では、①鶏卵の荷受相場は、全生産量の一五％程度の取扱いシェアの全農たまご(株)の担当部が全国のためごの生産状況、売れ行きなどの需要動向の情報を収集し、需給バランスを勘案して決めていること、②鶏卵の流通構造は消費者が直接購入するパック卵での家計消費が五割、加工用と外食等の業務用での消費が五割で拮抗していること、③大規模層への寡占化が進んでおり、五〜一〇万羽の階層は相場価格に最も頼らざるを得ないのに対し、五〇万羽以上層は相場価格から脱して固定価格の割合が高くなっていること、④量販店やスーパーなど小売店のパック卵の価格形成は固定価格が主流であるのに対し、加工用卵や外食等の業務用の鶏卵の価格形成は相場価格が主流であること、⑤加工メーカーは「鶏卵はリスク商材で安心して使えない」とみており、鶏卵の需給の逼迫と需要の回復を実現するには、ワクチンの活用を含め高病原性鳥インフルエンザの克服と加工卵の備蓄体制を構築していくことが急務であることの五点である。

農林水産省は十月二十四日、生産コストを考慮した農産物の価格形成に向け、米と野菜も仕組みの対象にできるかを検討する品目別の作業部会の設置を決めたとのことである(二〇二四年十月二十五日付日本農業新聞)。適正な価格形成に関する協議会での今後の議論が注目される。

# 適正な乳価・牛乳乳製品価格形成の模索

## — E U の試みから —

株式会社 農林中金総合研究所 小田志保

日本は農業資材の輸入比率が高く、農畜産物は主に国内向けに生産される。国際相場の影響で資材価格が高騰し、それを川下へいかに反映させるかが適正な価格形成に関する論点となる。一方、E U は乳製品の輸出大手で、生産者乳価が国際相場に連動し下落した際、牛乳乳製品の販売で得られた付加価値が適正に川上まで分配されているかが論点となった。

このような相違点はあるが、適正な価格形成に関する課題は両者で共通している。農林水産省の「適正な価格形成に関する協議会」の議事要旨から課題を整理すると、①食料システムにおける価格交渉力の非対称性、②公的統計の即時性の欠如、③不公正な取引、④取引交渉における透明性の欠如、⑤生産資材高騰を織り込んだ場合の国産市場の縮小である<sup>4)</sup>。これらの課題はE Uでも

共通しており、「認定生産者組織（以下、「認定P O C」）による団体交渉の推進や市場の透明性の向上が強化されてきた。

さらに、日欧の食料システムでの共通点は、家族経営を主体とした川上と大企業が多い川下とで、交渉力は非対称となり、生産者が不当に扱われるようになってきていることである。J Aグループという、高い組織率の生産者組織が存在しないE Uでは、生産者の置かれている境遇は一層厳しいものであるとも考えられる。

はじめに、E Uでの乳価形成を概観する。つぎに、認定P Oの組織化やその団体交渉にかかる仕組みを紹介し、最後に公式統計等の活用や情報発信の強化による市場の透明性向上の取組みを取り上げたい。これらの取組みは、いずれも上述の①～⑤の課題に関する日本国内の

制度設計を今後考えるうえで、参考となる。

なお、出荷直前での買い手からの一方的なキャンセルといった、③不公正な取引に関しては、明田(二〇二〇)が整理しているように、EUは「不公正な取引方法(Unfair trading practices in the food chain)」と位置づけ禁止している。年間売上高が大きな買い手が、それより小さな売り手に対して行う不公正な取引(生鮮農産・食料品に対する三〇日以上支払い遅延や生鮮農産・食料品の売買契約に関しての直前(三〇日未満の期間)の解約等)が、二〇一九年<sup>2)</sup>施行の法律で禁止されている。

## 1. EUの乳価形成

### (1) 乳業各社での乳価の違い

EUの生乳生産量は二〇一四年の一三三百万トンから二二年の一六〇百万トンまで増えた<sup>3)</sup>。この一六〇百万トンの八〇・五百万トンはチーズ向けで、牛乳類(Liquid milk)等の生鮮品の製造量は二二・七百万トンである。日本と違い、生乳の仕向け先としての生鮮品割合は大きい。

二一年の農畜産物の輸出額は二千億ユーロで、その二一%が英国、二二%が米国、八%が中国、五%がスイス、四%が日本向けと、これら上位国が総額の五割を占める。この輸出額のうち、二五〇億ユーロほどが乳製品で

ある。

興味深いのは、EUの乳製品の在庫水準であろう。二三年のEUのバター消費量は一八九・一万吨で、推定期末在庫量は一〇〇・二〇万吨、つまり消費量の〇・六〜一・三か月分に過ぎない。二十三年度の日本のバター在庫水準(消費量の三・五か月分<sup>4)</sup>)からすると少ない。これは、牛乳乳製品の自給率が一〇〇%超<sup>5)</sup>ある<sup>6)</sup>EUでは、有事に備えた在庫確保の必要性が低いことも影響しているであろう。

EUの集乳量の五割超<sup>6)</sup>を、酪農協系乳業メーカーが引き受ける。酪農協系では酪農協の総(代)会に乳価の決定権があり、生産者は交渉力を十分備えているとされる。後述の、認定PO等の各種措置は、主に非酪農協系での生乳取引における生産者の地位の改善を目的とする。

日本との違いは、一般に乳価交渉は乳業メーカーと生産者(もしくははその組織)が相対で個々に行い、指定生乳生産者団体のように、複数の大手乳業メーカーと生産者の代表の乳価交渉の仕組みは無いことである。

従って、各乳業メーカーの乳価には差が生じる(第1表)。一三年八月〜二四年七月平均では、最高がスペインのカプサフード社(四八・六二ユーロ/一〇〇kg)、最低がデイリーゴールド社(四〇・二三ユーロ/一〇〇kg)と、一kgあたり一〇円程の差がある。



第1表 各社の生産者乳価 (23年8月～24年7月平均、乳脂肪分4.2%、乳タンパク質3.4%)

企業名	国	乳価 (€ / 100kg)
ミルコベル (組)	ベルギー	41.24
レイトリー・デ・アルデンヌ (組)	ベルギー	40.93
DMK (組)	ドイツ	42.12
ホッホバルト (組)	ドイツ	42.35
アーラフーズ (デンマーク) (組)	デンマーク	42.21
カプサフード (組)	スペイン	48.62
ヴァリオ (組)	フィンランド	46.18
サヴァンシア (バス＝ノルマンディー地域圏)	フランス	44.36
ダノン (パドカレー県)	フランス	45.78
ラクタリス (ペイ・ド・ラ・ロワール地域圏)	フランス	43.79
ソディアール (パドカレー県) (組)	フランス	45.86
サポート・デイリーUK (デイリークレスト)	英国	41.25
デイリーゴールド (組)	アイルランド	40.23
ティルラン (グランビア) (組)	アイルランド	40.78
ケリーアグリビジネス (組)	アイルランド	41.58
フリースラントカンピナ (組)	オランダ	43.79
各社平均		43.19

資料 ZuivelNL「EDF-ZuivelNL International Milk Price Comparison」(24年8月29日公表)

(注) 付加価値税は含まない。集乳量に応じた加重平均。(組)は酪農協系であり、酪農協系では事業年度末の補完払い(分配金)を含む。

## (2) アーラフーズにおける乳価形成

つぎに酪農協系乳業メーカー大手のアーラフーズを事例に、乳価形成をみてみよう。酪農協系乳業メーカーは、組合員からの生乳を全量引き受け、牛乳乳製品の製造からの付加価値を組合員に還元する。これは、固定量取引である非酪農協系との大きな違いである。

この付加価値の還元として、酪農協系では、月次で支払われる乳価に出荷乳量に乗じた乳代と、事業年度末に支払われる、子会社の乳業メーカーの剰余金からの補完払い(出荷乳量に応じた分配金)がある。両方を平均したものが乳価であり、いずれも総(代)会が決定する<sup>⑧)</sup>。

EUの乳業メーカーは組織再編し、規模拡大と多国籍化を進めた。酪農協系も例外ではなく、複数国に組合員がいる場合もある。二〇二三年の売上高が一三七億ユーロ<sup>⑨)</sup>に達するアーラフーズも同様で、本拠地はデンマークとスウェーデンの両方にあり、アーラフーズ酪農協(Arla Foods amba)の組合員は、デンマークの一九四八、スウェーデンの一九九六、英国の一九八一、中央ヨーロッパ(ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ)の二〇七四となっている<sup>⑩)</sup>。

多国籍化に伴い、協同組合としての民主主義的な意思決定にも工夫が必要となった。同酪農協では、まず地域

段階で総代を選出する。総代数は、デンマーク(七四人)、スウェーデン(四七人)、英国(二九人)、中央ヨーロッパ(二五人)である。これに従業員代表(一二二人)を加え、総代会(Board of Representatives)が組織される。

この各国の総代数は、前年度の出資持分に応じて割り振られる。この出資持分は生乳出荷量に比例する。したがって、地域段階の総代選出では一人一票制だが、酪農協の最高機関である総代会の決議は国別の出荷生乳量が左右する。

総代会が、月次支払いに関する乳価の価格モデルを管理している。価格モデルは非公表だが、主には国際相場等、消費動向を反映し、生産費は反映されていないと思われる。同社のウェブサイトに毎月公表されている、前月比での乳価の変化要因は、世界的な生乳需給、EU域内のコモディティマーケットの動向、家計の消費動向であり、生乳生産費には言及がない。これは、過去の酪農危機(一四年〜一六年)でも同様であった。

さらに、二二年度の子会社の乳業メーカーの剰余金からは、二・八%が出荷乳量に応じて組合員に分配された。これも子会社側の将来的な設備投資等との調整のうえ、総代会が決定している。

二二年度では、月次の乳価は平均四四・一ユーロセント/kg、分配金は二・九ユーロセント/kgで、これに年

間出荷量を乗じたものが乳代の合計となる。

この他、組合員は環境負荷軽減の取組みに応じた報酬を手にする。アーラフーズでは、再生可能エネルギーの利用等、項目別にポイントを組合員に付与し、一ポイントは〇・〇三ユーロセント/kgに換金される。二二年度での組合員平均の獲得ポイント数(五〇ポイント)に平均出荷量(一・六千トン)を乗じると、年間四万ユーロとなるという<sup>10)</sup>。

すなわち、二二年度の組合員平均では乳価は四七ユーロセント/kg、乳代は七五・二万ユーロで、主に牛乳乳製品の消費動向が決定づける月次の乳価からの影響が大きい。乳代の七%は子会社の剰余金からの分配である。

またこの他に、乳代の五%に相当する環境負荷軽減の取組みの対価を受け取る。

### (3) 乳価決定にかかるファクターの多様性

日本と同様に生乳の成分や体細胞数等の品質に応じた加算等もあるから、(1)で述べた以上に出荷先に応じて実際の乳価には違いがあるし、アーラフーズ単体でも、各組合員が手にする乳代には差が生じる。また以下のように、EUの酪農経営では、乳価決定のファクターが多様である。

まずアーラフーズ同様、EUでは既に多くの乳業メー

カーが酪農経営の環境負荷軽減の取組みに報酬を支払うようになってきている。EUでは一定の規模以上の企業が、二〇二三年一月に発効した「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」のもと、非財務情報の開示を義務付けられている。乳業メーカーは、生乳生産段階の温室効果ガス（GHG）排出量についても「Scope3」として計測と削減を進めており、酪農経営が環境負荷軽減に取組むようなインセンティブの付与は重要となっている。さらに、組合員からの生乳出荷量を調整管理するような乳価の決め方もある。これは、出荷枠（クォータ）に対する乳価とそれを超過した低乳価の二段階制のもので、フィンランドのヴァリオ社やフランスのソディアール社<sup>⑧</sup>といった酪農協系乳業メーカーが採用している。

少数だが、生乳生産費を乳価の基準にする企業もある。酪農協系である、スペインのカプサフードは、自社の資材購買事業を通じ生産資材価格の動向を把握して、乳価に反映している。

## 2. 認定POによる団体交渉の推進

### (1) 団体交渉が必要となった背景

EUの生産者数は九百万近いが、食品製造業等は少数大規模化しており、この非対称な構造が、二〇〇八年～〇九年と一四～一六年の酪農危機に課題視された。国際

相場の急落に伴い、交渉力の弱い酪農経営にしわ寄せするかたちで、乳価が下落したからだ。

〇八～〇九年の酪農危機にはフランスがリードするかたちで、欧州委員会に「ミルクに関するハイレベル専門家グループ（High Level Expert Group on Milk（HLG）」が設置された。一〇年のHLGの最終レポートは、「酪農経営の交渉力の向上や認定POによる団体交渉の推進、②サプライチェーンの透明性の向上を提唱し、その内容は一二年施行の「酪農パッケージ（EU規則一三〇八／二〇一三に統合されたCMO規則のまとめ）」に盛り込まれた。

第1図 認定POとは



### (2) 認定POの役割

認定POとは、EU加盟国が認定した生産者組織である。認定の条件は、民主主義的な意思決定を行うことや、生産者による自発的な組織化等である。法的形態は問わない。認定を受けていない生産者組織（producer organisation）もあるし、認定POである農協も存在する（第1図）。

資料 筆者作成  
認定POは、規則（EUNo.

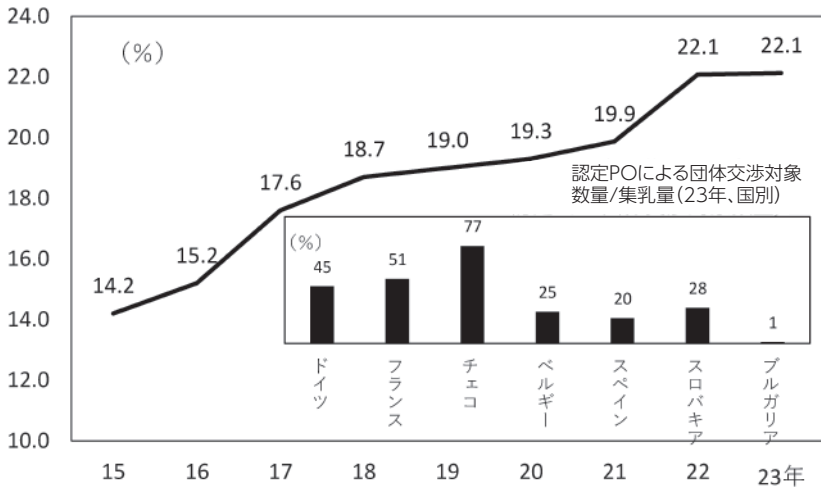
一三〇八/二〇一三の第一五二条が指定する事業目的から、少なくとも一つを追求することが義務付けられている。この事業目的には、品質や供給量を計画的に調整した生産等があるものの、価格に関する事業目的は含まれていない。一方、酪農部門の認定POについては、第一六一条のもと、EU加盟国判断で、組織の目的を「生産費削減や生産者価格の安定」とすることができるとされている。

生乳取引の出荷契約に関し、認定POは団体交渉が可能である(第一四九条)。団体交渉の対象は、認定POの総乳量またはその一部のいずれも可能で、認定POによる買取販売または委託販売を問わず、各会員の乳価は単一でもそうでなくても良いとされる。

認定POは、欧州農業農村振興基金(EAFRD)等の財政支援の対象となり、EU競争規則の適用除外となる<sup>10)</sup>。さらに市場の混乱による価格変動幅が大きくなった際は、一層の競争規則の適用免除が可能になる(第二二二条)。

ただし、団体交渉の対象数量には上限があり、EUの生乳生産量の四%、もしくは当該取引が行われている加盟国の生乳生産量の三三% (もしくは集乳量の三三%) 未満とされる。二〇二二年のEUの生乳生産量(一六〇百万トン)であれば最大六百万トン超、もしくはEU最大の生乳生産国ドイツの生乳生産量(二二年に三一・四

第2図 認定POによる団体交渉対象数量/集乳量 (EU)



資料 欧州委員会ウェブサイト

百万トン)の三三%からは、一百万トン未満と、いずれも日本の生乳生産量からみると十分大きい。

(3) 認定POの組織数や団体交渉対象数量

認定POの組織数<sup>⑧</sup>は、二〇一五年の二〇四から二一年の三六五まで増加した。このうち、一五年はドイツに一五二があり、二一年も一七六はドイツにある。二一年について、認定POの数が多いのは、ドイツについてフランス(九二)やイタリア(五一)となっている。

また認定PO<sup>⑨</sup>の団体交渉の対象数量は一五年の一九五四・七万トンから二三年には三二〇八・二万トンへ増え、EUの集乳量に占める割合は同期間に一四・二%から二二・一%へ上昇した(第2図)。また二三年の国別では、チェコ<sup>⑩</sup>の割合が七七%と高い。

以上より、酪農協系乳業メーカーの取扱量と認定POを通じた団体交渉対象数量を合わせると、EUの集乳量の七割で、酪農協の総代会や認定POとしての生産者の組織化により、乳価形成への生産者の意思反映が行われていると思われる。

3. EUのサプライチェーンの各段階での取引

実態のモニタリングによる透明性の向上

最後に、欧州委員会「牛乳乳製品市場観測サイト(The

European milk market Observatory (以下「MMO」)による、EU加盟国の乳価(EU平均と国別、スポット価格)や粗利(gross margin)等の情報発信の仕組みをみてみよう。

(1) MMOによる各種統計の公表

MMOは、牛乳乳製品に関する企業や公的機関が、市場を的確に観察し、適切な判断を下すためのものである。その目的は①フードサプライチェーンにおける透明性の向上、②事業者と公的機関に正しい情報の提供、③市場の成長や市場の機能発揮の阻害についての円滑なモニタリングである。

具体的には、MMOは、価格と粗利、生産量・製造量、消費動向についての既存の統計を図表化し、公表している。公表媒体は、欧州委員会のウェブサイト(「アグリフードデータポータル」の「ダッシュボード」)のほか、サブスクリプションで発信される「ニュースレター」やX(旧Twitter)と多数ある。

サプライチェーンにおける生産者の地位を評価する場合、最も注目されるのが粗利と考えられる。粗利が極端に低いと生産者は川下から不当に扱われている可能性が高いというわけだ。欧州委員会農業・農村開発総局が規定するここでの粗利とは、乳代収入(生乳代金、自家製造による乳製品販売代金、および補助金(カップル支払

いのみ)から営業経費(飼料費、医療費等投入財、その他費用(農機の維持管理費、燃料費、作業委託料、固定資産税等))を差し引いたものである。

日本の畜産物生産費統計では粗収益には子牛等の副産物販売を含める等、対象が酪農経営となっていると思われる。一方、副産物収入を考慮しない、MMOでの粗利の考え方は、あくまで生乳という商品を対象としている。

ここで用いられるデータは、ユーロ圏統計局(EUROSTAT)等から得るが、即時性を高めるため、執筆時(二〇二四年九月)現在の公表値(二四年一〜三月)までを、一八年度の確定値からの推計している。

このような統計の取りまとめや公表のほか、「MMO経済理事会(Economic Board Meeting)」が年四回開催される。参加者は、欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会(COPA-COGECA)、欧州ミルクボード(EMB)、ECVC(世界的な農民運動団体ピア・カンペシーナの欧州団体)、CEJA(欧州青年農業者協会)、EDA(欧州乳業協会)、Eucolat(欧州乳製品輸出入・販売業者連合)、Eurocommerce(欧州商工会)である。

同理事会では、生乳生産量、乳製品製造、乳価、集乳量、飼料価格、コモディティの乳製品の相場、オーガニ

ック市場、EU域内の在庫状況(推計)、乳製品の国際相場、消費動向について報告があり、各データを参加者で共有する。さらにその内容の評価や市場成長に関して、参加者は政治的なポジション等に関わらず、冷静な議論を行うことが前提とされている。

一四年に開始したMMOは二四年に一〇周年を迎えており、十分な効果を生んでいるようだ。二二年一二月〜二三年一月実施のEU加盟国等への調査<sup>⑧</sup>では、MMOがフードサプライチェーンの透明性向上に効果的と一九カ国が回答している。また、具体的なMMOがもたらす効果として、資材価格高騰が農業経営に深刻な影響を及ぼしていること、インフレで消費者がオーガニック商品等を買って控えていること等がいち早く認識できたと評価されている。

なおMMOは生乳に関するものであるが、一四年の開始以降、牛肉・豚肉(一六年)、砂糖(一七年)、穀物(一七年)、青果(一九年)、ワイン(一九年)と他の部門でも同様の仕組みが講じられるようになっていく。

#### 4. EUの取組みからの示唆

繰り返しになるが、日本の適正な価格形成にかかる課題は、①食料システムにおける価格交渉力の非対称性、②公的統計の即時性の欠如、③不公正な取引、④取引交

渉における透明性の欠如、⑤生産資材高騰を織り込んだ価格形成による国産市場の縮小への対策であった。

本稿では、こうした課題解決への示唆をEUの取組みに求めた。EUはそもそも輸出大国であり、乳製品の在庫水準等が違おうし、さらに乳価は生産者と乳業メーカーが個別に取り決め、そのファクターは消費動向に依存するほか多様性に富む等、相違点は多い。

そのなかで、重視されているのは生産者の交渉力強化である。認定POとしての団体交渉の推進については、とくに酪農部門にのみ、価格に関する目的での組織化が可能となっていた。

生乳生産は牛の妊娠出産という生理に左右され、腐りやすく、搾乳直後に出荷しなければならないという生乳の特殊性がある。EUでも、生産者は乳業メーカーと個別で相対での乳価交渉を行うなか、条件不利でも出荷し続けなければならない等、相対的に不利な立場に陥りやすい。そのなかで、例えば認定POが連合組織としての認定POを設立し、それが全体の団体交渉のみを引き受ける等で、取扱対象の乳量を増やすような、交渉力向上が目指されるのであろう。これは上述の価格形成にかかると課題のうち、とくに①や③や④の対策になっていると思われる。

さらに、EUでは認定POと酪農協系乳業メーカーを

あわせても、乳価形成について生産者が組織化により乳業メーカー側と団体交渉できているのは、集乳量の七割である。このことから、自主流通による生乳取引も増えつつあるが、未だ集乳量の九割が従来の団体交渉の枠組みの対象となっている、日本の高い組織率を再評価するべきと考える。日本では、EUに比べ優れている点を保持しながらの制度改善を目指すべきと思われる。

また、MMOについては、食料システムの各段階の情報共有を促進していた。統計をグラフ化し消費者にも理解しやすく、また公表媒体の工夫で情報発信を強化している。さらに情報共有や議論の為の各利益代表団体の会議体も設置されていた。これは、②や④に効果的であるろうし、酪農経営の粗利の縮小という形で、消費者団体等が正確に酪農経営の窮乏を把握でき、消費者が国産品を買い支える行動に発展しやすいという意味で、⑤にもプラスの効果を及ぼすと考える。

#### 【参考文献】

European Commission, 2023, Report from the commission to the european parliament and the council, On Union Market Observatories

明田作, 二〇二〇, 「農業分野におけるEUの競争政策とその動向」

『農林金融』

小田志保、二〇一九、「EUの酪農部門における生産者組織POsの制度と実態」『農林金融』  
 経済産業省「令和四年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（小売・流通業の在り方に関する調査）に関する調査報告書」（二〇二三年三月三十一日）、三菱UFJリサーチ&コンサルティング社作成

注

- (1) 独占禁止法との整合性についても委員から多数指摘を受けているが、紙幅の関係では扱わない。
- (2) 牛以外の生乳を含む。
- (3) EU加盟国の国内法への反映は二〇二二年。
- (4) ALICウェブサイトより、二十三年度のバターの推定出荷量と推定期末在庫量から計算。
- (5) [https://www.cla.it/en/?section=quadro\\_europa](https://www.cla.it/en/?section=quadro_europa)
- (6) 二〇一六年の欧州委員会のレポートでは六〇％前後。その後公表資料は無い。
- (7) 日経新聞ウェブサイトの為替情報で計算。  
<https://committees.parliament.uk/writtenevidence/3653/pdf/>
- (8) 同売上高で世界上位にランキングしている酪農協系乳業メーカーには、フリースランドカンピナ（オランダ、一三〇億ユーロ）、ソディアール（フランス、五八億ユーロ）、DMK（ドイツ、五五億ユーロ）がある。オランダのラボバンク調べに依拠。
- (9) 二三年の統合報告書の数値。

- (10) アーラフーズの二三年の統合報告書の数値。単純に計算すると二・四万ユーロとなる為、公表されていない加算手段があるとみられる。
- (11) 対外的な信用を得るため、GHGプロトコルに則り、企業には調達した原材料が生産された段階についてもGHG排出量の計測が求められている。この原材料に係るGHG排出量はscope 3という区分に整理されている。
- (12) ソディアール社はエガリム法の適用を受けて、既にここで述べた乳価のフォーミュラを変更している可能性は高い。
- (13) ただしフランスでは、国内制度（たとえばエガリム法）で取り扱う。所有権移転の認定POsとそれ以外の認定POsを区別している。
- (14) EU規則（一三〇八/二〇一三）第一五二条
- (15) 認定POの連合会も含める。
- (16) 認定POの連合会も含める。
- (17) 以下、各団体名の日本語訳は「ミルクウェブサイト」(<https://www.j-milk.jp/report/international/h4ogp4000000e3x8-alt/h4ogp4000000e3xe.pdf>) を参考。
- (18) MMOに加え、その他の部門での同様の取組みに対してのアンケート調査。二二の加盟国等が回答。



# 米の価格形成をめぐる動向と展望 —「合理的な価格形成」と「価格形成の場」をめぐる—

茨城大学 西川邦夫

## 1. はじめに

筆者は本誌の八六五号(二〇二四年三月号)において、農産物価格形成の考え方として生産費説と需給説があることを指摘した。農林水産省で現在進められている政策の検討は、前者に該当するのが「合理的な価格形成」<sup>(1)</sup>であり、農協系統組織を中心として運動論にもとづいた政策形成が進められている。一方で、後者に該当するのが、現物市場と先物市場の開設を軸とした「価格形成の場」の議論であり、価格形成を市場の機能に委ねるというものであった(西川(二〇二四a))。議論の構図自体に変化は無いが、それを取り巻く状況は変化をしている。そこで本稿では、直近の状況の変化を整理し、今後の議論を展開することとしたい。

## 2. 状況の変化

(1) 「合理的な価格形成」をめぐる農林水産省の考え方  
この間の状況の変化としては、第一に、「合理的な価格形成」をめぐる農林水産省の考え方が明瞭になってきたことである。本誌の八七〇号(二〇二四年八・九月)では、二〇二四年度の『食料・農業・農村白書』をめぐる、農林行政を考える会と農林水産省との間で行われた研究会の内容を掲載している(農林行政を考える会(二〇二四))。白書においては、稲作では合理的な価格形成の仕組みを構築するだけでなく、需要の変化に合わせた生産構造の転換が進まなかったため、「需要に応じた生産」を政策として進めていく必要がある旨が記されている。

た（p. 一六）。なお、「需要に応じた生産」とは「生産調整」に代わって農林水産省が用いている用語であり、行われている政策の実態は生産調整と変わらない。

そこで筆者は、稲作のように「需要に応じた生産」が実現されていないとされる部門では、そのような状況は農業者の責任であるため価格が低いのはやむを得ず、生産費を考慮した価格形成の仕組は必要とはされないのかという質問をした。それに対して、農林水産省で「合理的な価格形成」の議論を進めている、適正な価格形成に関する協議会の事務局を担当している木村崇之新事業・食品産業部企画グループ長は、「需要に応じた生産は変わらないのですけれども、持続性の観点から費用を考慮する仕組みを併せて検討していきましょうということにしていますので、どっちかがあればこの仕組みは不要ということではなくて、：（中略）：基本的に需要に応じた生産をきちんと行っていたきながら、それがサプライチェーンの中できちんと価格転嫁されていくことが大事だと思えますので：」（p. 三〇）と回答した。

また、木村グループ長は別の箇所でも、「今回最初に検討した品目としては、飲用の牛乳と豆腐、納豆ということで、皆さんご案内のとおり、ドラッグストアやディスカウントストアなどで安売りされているケースがあり、客寄せに使われています。それを納入している牛乳の生

産者とか豆腐、納豆のメーカーにしたら持続的ではないケースもあるのではないかとということで、：（中略）：決して生産者だけがこの仕組みが必要だと言っているのではなくて、川中、川下の皆さんも含めて社会課題として持続性の確保を図っていかなければいけない」（p. 二八）とも述べている。これらの木村グループ長の発言からは、生産費が適切に反映されない、流通過程を中心としたフードチェーンにおける価格形成のあり方に対する問題意識がうかがえる。「合理的な価格形成」の議論は、生産調整を含めた農業生産構造ではなく、流通過程に焦点を当てたものであることが明瞭になりつつあると言えよう。

生産調整を実施して供給量を絞ったうえで、流通過程で価格転嫁を行っていくという考え方は、「合理的な価格形成」の議論の枢要点である。先述の協議会では、生産者代表からも同様の見解が表明されている。「生産サイドとしては、需要に応じた生産をするのが基本であることは変わりなく、その点については引き続きしっかりと取り組んできたい。：（中略）：コストの増減、とりわけ上昇分を価格に反映させることは、現場での期待感が非常に大きい。需要に応じた生産と合理的な費用の考慮の両立をいかにして図っていくのが議論のなかでも重要だと思っている」といった具合である。

第1表 適正な価格形成に関する協議会における消費者理解に関する発言

発言者	所属	発言内容	発現回
郷野智砂子	全国消費者団体連絡会事務局長	(消費者が一筆者注一) 生産コストの価格反映ということを理解することで、必ずしも消費が進むとも限らず、買い控えがあったとしてもそれは消費者のせいではないということを変更して申し上げたい。	第2回協議会 (2023年10月11日)
牧野剛	日本チェーンストア協会専務理事	皆がサプライチェーンの中で非常に工夫し、価値を高めている。それを評価して買ってくれるというのが基本であって、そこに人為的な力を加えると、消費者が離れていく要因になるのではないか。	第2回協議会 (2023年10月11日)
田辺恵子	主婦連合会副会長	原材料費などの上昇分が価格に反映されていないことは理解できるが、価格転嫁を消費者が必要するためには環境整備が必要であり、賃金が伸び悩む中での消費には慎重にならざるを得ない。	第2回協議会 (2023年10月11日)
沼田一政	日本乳業協会専務理事	コストを積み上げて価格が形成された場合、そうした、消費者が手に取れない価格以上の価格になることが間違いなく出てくると思う。	第3回協議会 (2023年12月27日)
島原康浩	全国スーパーマーケット協会常務理事	同じ商品を、ずっと何も価値を高めずに値上げをしていけば、消費者が受け入れなくなる境界線が、必ずある。	第3回協議会 (2023年12月27日)
時岡肯平	日本加工食品卸協会専務理事	いわゆる小売価格について、価格を決めるということは、どれだけの価値があるかというもので決めるので、必ずしも原価が反映されているものではない。コモディティな商品、…(中略) …そのような商品に関しては当然ながら、価格を上げるということは、まず、発想として出てこない。	第3回協議会 (2023年12月27日)
馬場利彦	全国農業協同組合中央会専務理事	価格が上がれば需要が減るというようなデフレマインドから一歩進むには今しかないと考えている。	第4回協議会 (2024年4月5日)
隈部洋	中央酪農会議副会長	是非賃上げがあって、購買意欲の高揚、さらなる価格転嫁の実現につながっていくよう当面の継続的な対応をお願いしたい。	第4回協議会 (2024年4月5日)
荒川隆	食品産業センター理事長	(改正食料・農業・農村基本法に一筆者注一) 食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることが消費者の役割だと記されたことは、国民が物を選択するときに食料の持続的な安定供給に配慮しなければならないということだ。…(中略) …消費者の懐を温めるための大きな経済政策が必要である。	第5回協議会 (2024年8月2日)
井村辰二郎	日本農業法人協会副会長	最後をお願いとして、…(中略) …「賃上げによる購買力の確保」と書かれており、…(中略) …今回の食料・農業・農村基本法改正法第14条の消費者に役割という部分をぜひハイライトして、…	第5回協議会 (2024年8月2日)

資料：農林水産省「適正な価格形成に関する協議会 議事要旨」(各版)より作成。

なお、同協議会では価格転嫁が進むかどうかは、最終的に消費者にその価格が受け入れられるかどうかによること、そのため賃上げを通じた購買力の強化が必要であることも指摘されている。つまり、価格転嫁の実現の成否が、消費者の購買力という生産者や流通業者にとっては何ともしがたい部分に、委ねられてしまっているのである。第1表は構成員の発言を整理したものである。総じて、加工・流通業者や消費者の代表は、議論開始当初の第二回、第三回で慎重な意見を出した者が多い。一方で、生産者代表からは、第四回、第五回を中心に、今後の経済の動向や賃上げの見込みに期待する等、やや樂觀的な見解を示している<sup>93</sup>。消費者の態度が米については極めて心もとないものであることは、先物市場の動向を検討するところで再び触れたい。

## (2) 「令和のコメ騒動」と価格転嫁

第二に、いわゆる「令和のコメ騒動」<sup>94</sup>によって、主食用米の価格が生産者段階から小売段階までを通じて大幅に上昇し、はからずも生産費の価格転嫁が実現したことである。第2表には、筆者が『日本農業新聞』から収集した二〇二四年産の農協概算金の水準を、農協集荷率の推計と合わせて示した。昨年産から概ね一〜五割の引き上げとなっていることが分かる。南九州の早場米から

始まった概算金の引き上げは、特に茨城県・千葉県といった農協集荷率が低い地域で加熱し、新潟県以北の農協集荷率が相対的に高い地域ではやや緩やかとなった。農協以外の集荷業者との集荷競争が激しい地域ほど、概算金を引き上げざるを得なかったためである。上昇した概算金の水準は流通過程を通じて最終的に小売価格に転嫁されるので、二〇二四年産米の小売店頭価格も五割以上高くなっている<sup>95</sup>。

以上のような状況に対して、農業関係者は「合理的な価格」が実現したものと捉える向きが多いようである。例えば、全農宮城県本部運営委員会の佐野和夫会長は、「販売価格については生産コストを上回る生産者手取りの確保を実現できる販売価格」「今年は生産コストをまかなう価格になっている。五キロ三〇〇〇円としまして、ごはん茶碗一杯で三九円。営農を続けていくためには必要な値上がりだ」と理解をいただきたい」と発言している<sup>96</sup>。また、概算金の上昇幅が大きかった茨城県では、八月の段階で早々に、二〇二五年産も生産調整を進めていくことを確認している<sup>97</sup>。生産調整下で生産費が償われる価格が実現した現在の状況は、「合理的な価格形成」の議論を先取りした状況ともいえる<sup>98</sup>。なお、今回のコメ騒動に対して農林水産省がとった対策は、八月二七日と九月六日の二度にわたる、関係団体への円滑な

―― 米の価格形成をめぐる動向と展望―「合理的な価格形成」と「価格形成の場」をめぐる―

第2表 各産地の概算金と前年産との比較

単位：円／60kg

道県	決定日	産地品種	概算金	対前年産		農協集荷率
				上昇幅	上昇率	
鹿児島	7月5日	第1期コシヒカリ	19,200	6,000	45.5%	26.6%
		第2期コシヒカリ	18,600	6,000	47.6%	
宮崎	7月5日	コシヒカリ	19,000	5,000	35.7%	35.4%
高知	7月17日	コシヒカリ	14,800	4,500	43.7%	24.8%
千葉	8月3日	コシヒカリ	15,800	4,000	33.9%	30.5%
福井	8月19日	ハナエチゼン	16,000	4,800	42.9%	60.0%
富山	8月19日	コシヒカリ	16,000	3,000	23.1%	63.0%
		一般コシヒカリ	17,000	3,100	22.3%	
新潟	8月19日	岩船・佐渡コシヒカリ	17,300	3,100	21.8%	59.2%
		魚沼コシヒカリ	19,500	2,300	13.4%	
茨城	8月23日	コシヒカリ	18,000	5,300	41.7%	24.4%
秋田	8月29日	あきたこまち	16,800	4,700	38.8%	64.3%
栃木	8月30日	コシヒカリ	16,300	4,000	32.5%	49.7%
		ななつぼし	16,500	4,000	32.0%	
北海道	8月30日	ゆめぴりか	17,500	3,900	28.7%	88.2%
		ひとめぼれ	16,500	4,500	37.5%	
宮城	9月4日	会津コシヒカリ	16,800	4,000	31.3%	47.2%
福島	9月6日	中・浜通りコシヒカリ	16,400	4,000	32.3%	

資料：農林水産省『総合農協統計表』『生産農業所得統計』（2022年）、『日本農業新聞』より筆者作成。

注：農協集荷率＝『総合農協統計表』米の販売・取扱高／『生産農業所得統計』米の産出額。流通段階が異なる値を用いているので、集荷段階で計測する厳密な意味での農協集荷率とはならない。

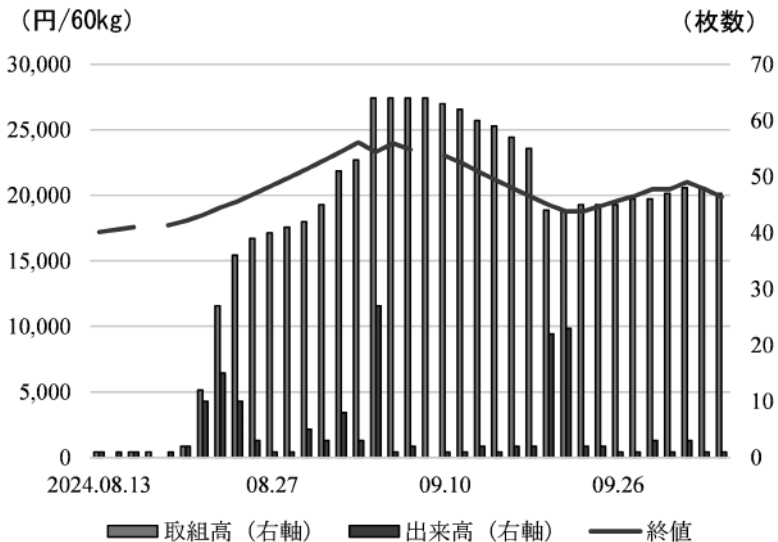
流通への要請であった<sup>9)</sup>。「合理的な価格形成」の議論において、同省が生産調整を含めた農業生産構造ではなく、流通過程に対して問題意識を持っていることと符合する動きである。

(3) 先物市場の開設と先行指標としての機能

第三に、「価格形成の場」の議論においては、二〇二四年八月から株式会社堂島取引所において米の先物市場が開設された。二〇二一年八月に本上場が不認可された理由は、取引対象を新潟産コシヒカリ等に限定したために取引参加者が少なくなったことであった。それを受けて、今回は農林水産省が公表している主食用米の相対取引価格をもとにした、「堂島コメ平均」と呼ばれる価格指数の先物商品を取引することになった。それによって幅広い産地に門戸を開くことになり、より多くの市場参加者を確保できる見込みが立ったため、二〇二四年六月に農林水産省から市場開設の認可を得た<sup>10)</sup>。

その米先物市場で形成される価格は、興味深い動きをたどっている。第1図は、二〇二五年二月末に精算が行われる、二月限の取引の終値の推移を示したものである。八月一三日の取引開始以降、終値はストップ高を繰り返し、九月三日には二四、〇四〇円/kgの最高値を付けた。その後は一転して下落に転じ、九月後半以降

第1図 堂島コメ平均 (2025年2月限) の取引の推移



資料：堂島取引所資料 (2024年10月4日現在) より作成。

は二〇、〇〇〇円前後を推移している。下落に転じた要因については詳細な分析が必要であるが、本稿では紙幅に限りがあるので立ち入らない。ここでは、二〇二四年産米の巡回りが本格化し、需給の緩和が予想されたことのみ挙げたい。農林水産省によると、スーパーにおける米の販売は、九月に入ってから対前年比で減少に転じた。減少率も、一・二％（九月二日～八日）、一・一・九％（九月九日～十五日）、一・二・三％（九月十六日～二十二日）と加速している<sup>10</sup>。今後も販売の減少が継続するのであるなら、先物市場での取引価格が下落したことと整合的である。先物市場の機能の一つとして「指導性と先見性」（佐伯（二〇〇五）、p.p. 一〇九—一一〇）、つまり先行指標としての機能が挙げられるが、米の需給の動向を反映しつつ、堂島取引所は一定程度その機能を果たしていると言える。

なお、同じく第1図に示したように、堂島取引所における取引の成立件数は少ない状況が続いている。取引参加数を示す取組高は最高で六四枚（一枚≡三トン）、取引成立立数を示す出来高は二七枚にとどまっている。出来高は取引日によって振幅の幅も大きい。図示はしていないが、四月限、六月限、八月限も合わせてみると、取引が成立しないケースも発生している。先物市場の課題は相変わらず取引参加者の少なさであり、価格の指標性と

してはその点に留意する必要がある<sup>12</sup>。

### 3. 「令和のコメ騒動」の要因

#### (1) 需要サイドの要因

ここで、「令和のコメ騒動」が引き起こされた要因について、筆者の見解を簡単に述べておきたい。筆者は、単純に需要に対して供給が不足したことが、端境期を中心に主食用米の不足と価格高騰をもたらしたと考えている<sup>13</sup>。

第3表は、農林水産省が公表している資料をもとに、過去五年間の主食用米の需給の推移を示したものである。まず需要サイドを見ると、コロナ禍の影響により、二〇一九年産と二〇二〇年産は、農林水産省による需要量の当初推計を一〇万トン以上回る実績となった（③欄を参照）。そのため供給過剰が引き起こされ、六月末民間在庫の増加につながっている。そのことは生産調整の強化につながり、二〇二一年産は主食用米の作付面積が対前年比一六・三万ha、二〇二二年産は一五・二万haとなった。しかしながら、二〇二一年産以降は需要量の減少は緩やかになり、二〇二三年産では当初推計に対して二二万トン多い七〇二万トンとなった。農林水産省による需要量の当初推計は、国民一人当たり消費量と人口の過去のトレンドにもとづく推計にもとづいている。二

第3表 過去5年間の主食用米需給の推移

単位：万トン、kg/10a、万ha

	需要			供給							需給 ギャップ (⑥-③)	6月末 民間 在庫
	当初 推計 ①	実績 ②	③ (②-①)	必要 生産量 ④	実績 生産量 ⑤	⑤-④	⑥ (⑤-①)	単収	作況 指数	作付 面積		
2019年産	726	714	-12	718~726	726	0~8	0	527	99	137.9	12	200
20	717	704	-13	708~717	723	6~15	6	529	99	136.6	19	217
21	705	702	-3	692~693	701	8~9	-4	538	101	130.3	-1	218
22	692	691	-1	675	670	-5	-22	536	100	125.1	-21	197
23	680	702	22	669	661	-8	-19	532	101	124.2	-41	156

資料：農林水産省『作物統計』『米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針』（各版）より作成。

注：1）需要の当初推計は前年10~11月頃、実績は翌年10~11月頃発表のものである。ただし、2023年産の実績は7月発表の速報値である。

2）主食用米の単収は、『作物統計』の生産量と作付面積から計算した。

○二三年産のような過去のトレンドとは異なる需要の变化を反映できないため、生産調整の指針としては不安定性を抱えている<sup>40)</sup>。

なお、二〇二三年産における需要量増加の要因として農林水産省が挙げているものは、①高温障害による精米歩留まり率低下により必要な玄米量が増加したこと（五〇九万トン）、②他の食品と比べた値頃感による需要の増加、③インバウンド需要の増加（三・一萬トン）、である<sup>40)</sup>。概ね妥当な評価とは思われるが、高温障害の影響については注意が必要であろう。粒の肥大化によって、サイズが一・八五mm未満のいわゆる「ふるい下米」の発生が減少したこともあり、逆に主食用米の供給が増加する要因として作用することも考えられるからである<sup>40)</sup>。

## (2) 供給サイドの要因

続いて、供給サイドを見ていく。農林水産省では需要量推計と在庫水準を勘案して、必要な生産量を計算している。第3表から必要生産量と実績を比較すると（⑤-④）、一〇一九年産から二〇二一年産にかけては実績のほうが上回り、供給過剰の原因となっていた。二〇二二年産以降は実績が下回るようになり、六月末民間在庫も適正水準とされる一八〇〇二〇万トンの範囲に落ち着



くようになった。ここでいったんは需給が均衡したことになる。しかしながら、二〇二三年産においても生産量の減少は続いた。在庫を加味して農林水産省が示す必要生産量は需要見通しを下回り、さらに実際の生産量も下回った。一般的に、主食用米は在庫となっている古米よりも、当年産米のほうが選好されると言える。そこで、在庫を加味した必要生産量ではなく、その年の生産量と直接対応する需要量の当初推計と比較すると(⑥欄)、二〇二三年産は一九万トンの不足となったことが確認できる。

供給量の減少をもたらした要因は何か。気象条件に左右される単収と作況指数を見ても、二〇二三年産は取り立てて不作にはなっていない。よって、供給量を減少させたのは作付面積の減少、つまり生産調整による作付転換以外にはあり得ないということになる。二〇二二年産で需給は概ね均衡していたにもかかわらず、二〇二三年産も作付転換を促進した政策判断の是非が問われることになるだろう。

### (3) 需給ギャップとそのインパクト

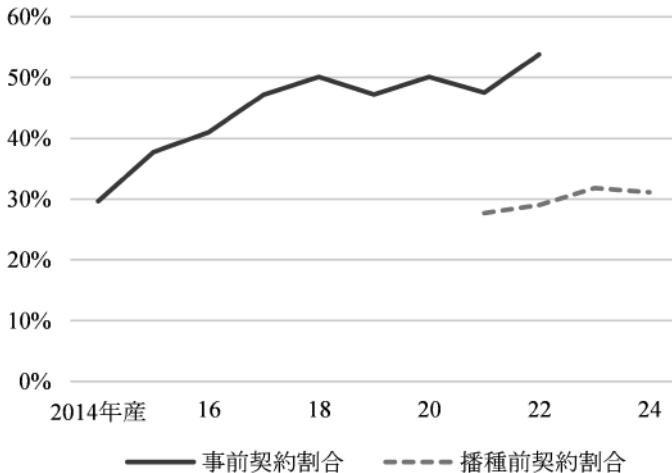
以上を総合すると、二〇二二年産は需要量七〇二万トンに対して供給量は六六一万トンにとどまり、四一万トンの需給ギャップが発生したことになる(⑥―③)。

内訳はこれまで検討してきたように、需要量の増加二二万トン、供給量の減少一九万トンである。需要量に対する供給ギャップの割合は五・八%、〇・七ヶ月分に相当する。その結果、六月末民間在庫も一五六万トンまで減少した。

二〇二三年産として生産された主食用米は、どのようにして消費されたであろうか。まず、生産者およびその家族による消費に対して、優先的に割り当てられることになる。自らの消費を犠牲にして、消費者に優先的に供給する生産者の存在は考えにくい。二〇二二年の場合、収穫量の三・八%が自家消費に向けられている<sup>10)</sup>。生産量に当てはめて二〇二三年産の自家消費米を計算すると二五万トン、それを差し引くと市場に回った主食用米は六三六万トンになる。

市場に回る主食用米も、その約半分が収穫前に生産者と農協等の集荷業者の間で契約が済んでいる、事前契約によるものである。農林水産省では産地と実需者による米の安定した取引を実現するために、事前契約の拡大を推進している<sup>11)</sup>。第2図は集出荷業者段階における事前契約割合の推移を示したもののだが、収穫前の段階で販売数量が確定している事前契約数量割合が五〇%程度、三月末までに確定している播種前契約数量割合が三〇%程度となっている。これらのなかには、コンビニや中食

## 第2図 事前契約・播種前契約数量割合の推移



資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」「米の産地別契約・販売状況」（各版）より作成。  
 注：1) 事前契約数量割合は集荷数量に対する収穫前までの事前契約数量の割合、播種前契約数量割合は仕入計画数量に対する3月末までに締結した事前契約数量の割合。  
 2) 集出荷業者段階での割合である。

・外食産業向けに、年間を通して安定的に供給する契約によるものが多く含まれている。仮に二〇二二年における事前契約数量割合五三・八%を先の市場出回り量六三六万トンに当てはめると、三四二万トンは行き先が既に決まっている供給ということになる。すると、スポット市場を通じてその都度スーパーマーケット等の小売店に供給される数量は、残りの二九四万トンとなる。先の需給ギャップ四一万トンがスポット需要に集中したとすると、その割合は一三・九%、一・七ヶ月分となる。端境期にかけてスーパーマーケットを中心に、米不足が顕在化するには十分な量であったと言えるよう。

### 4. おわりに—「合理的な価格形成」と「価格形成の場」の現在地—

本稿では、「合理的な価格形成」と「価格形成の場」の議論に即して、直近の動向を検討してきた。まず、「合理的な価格形成」については、過去のトレンドから逸脱した需要量の増加と、生産調整による供給量の削減によって作り出された需給ギャップにより、結果的に価格転嫁が実現することになった。生産調整下での価格転嫁は「合理的な価格形成」の議論の枢要となる部分であり、「令和のコメ騒動」は結果的にそれを先取りするものとなった。しかしながら、価格転嫁の実現が持続的なもの

となるかどうかは、慎重に吟味する必要があるだろう。

二〇二四年産米の販売が鈍化しているという気になる動きもあり、これまで流通・消費者サイドの関係者が懸念した通りの展開になりつつある。結局のところ、価格転嫁された商品を消費者が受け入れるかどうかという、生産者サイドの運動によっては如何ともしようがない点に、「合理的な価格形成」の成否は委ねられているのである。

一方で、「価格形成の場」の議論を通じて開設された先物市場では、二〇二四年産米の回り以降の需給緩和を見越して、取引価格の下落が確認できた。米の流通において六割のシェアを占める農協系統組織（西川（二〇二二）、p. 二二）による、運動論にもとづいた価格転嫁の動きを、需給を反映した価格で牽制しているのが先物市場ということになる。農協系統組織を中心とした現物による取引と、抽象的な指数にもとづく先物市場、両者による価格形成のあり方がおぼろげながら姿を現してきたのが、現在の状況と言えるだろう。ただし、先物市場は現在も取引参加者の少なさによる、価格の指標性の不安定さという問題を抱えている。先物市場での取引を活発にするためには、農協が独占的な影響力を持つ、現在の米流通のあり方にも注目していく必要があるだろう。

〔参考文献〕

- ・西川邦夫（二〇二〇）「米市場の縮小は止められるか」『農政運動ジャーナル』一五四・二二—三。
- ・西川邦夫（二〇二二）「米の価格形成の仕組みと今後の展望—相對取引価格と現物市場創設をめぐって—」『輸入食糧協議会報』七七九・一一八。
- ・西川邦夫（二〇二四 a）「農産物価格形成をめぐる論点—米価形成を中心に—」『農村と都市をむすぶ』八六五・四四—五〇。
- ・西川邦夫（二〇二四 b）「令和のコメ騒動が突きつける「未解決の問題」」『世界』九八七・一四三—一四六。
- ・農林行政を考える会（二〇二四）「研究会 令和五年度食料・農業・農村白書をめぐって」『農村と都市をむすぶ』八七〇・四—四〇。
- ・佐伯尚美（二〇〇五）「米市場改革問題の歴史的位相—米政策改革のなかで現・先両市場をどう位置づけるか—」『農業研究』一八・三七—二三。

注

- (1) 農林水産省の用語の使い方が、「適正な価格形成」から「合理的な価格形成」に変化した経緯については、後述する農林水産省の木村グループ長の説明を参照されたい。農林行政を考える会（二〇二四）、p. 二六—二七、を参照。

- (2) 農林水産省「第五回適正な価格形成に関する協議会 議事要

- 旨」(二〇二四年八月二日)、p. 一、馬場利彦氏(全国農業協同組合中央会専務理事)の発言を参照。
- (3) 同協議会における議論については、開催は非公開、議事録は公開されず、議事要旨のみの公開となっている。議事要旨には構成員の発言要旨のみがまとめられており、事務局である農林水産省からの発言はほとんど記載されていない。今後の農業生産や国民生活に大きな影響を与える政策であることを考慮すると、情報公開の充実が求められる。
- (4) マスコミを中心に使用されている「令和のコメ騒動」という呼称に、筆者はやや疑問を持っている。今回と対比されるのが一九九三年における「平成のコメ騒動」であるが、この時は玄米換算(以下同じ)で需要量約一、〇〇〇万トンに対して、大不作のために供給量は約八〇〇万トンにとどまり、需給ギャップが約二〇〇万トンも発生した。それに対して、後述するように、今回の需給ギャップは四一万トンである。一九九三年当時の需要量の減少を考慮に入れても、米不足の程度が全く違うことになる。ただし、米不足が国民的な関心事となったことは事実なので、そのことを受け止めつつ、本稿では「令和のコメ騒動」という呼称を使用したい。
- (5) 「新米、店頭で五割超高 生産コスト上昇、品薄は改善へ」『日本経済新聞』、二〇二四年九月六日付。
- (6) 「JAGグループ宮城、米の値上がりについて事情説明」(理解をいただきたい)『産経新聞』(ウェブ版)、二〇二四年九月二四日付 (<https://www.sankei.com/article/20240924-P4K3T13WV5JW5MF62AHJUQ5XWM/>) (二〇二四年一〇月七日確認)を参照。
- (7) 「JAGグループ茨城水田農業対策会議、米作付け転換を」『日本農業新聞』、二〇二四年八月二日付。
- (8) 政府内でも同様の認識が見られる。九月一六日に開催された自民党総裁選挙の候補者討論会で、農林水産大臣を務めたこともある林芳正官房長官は、米の需給が均衡し「非常にいいところまできている」と発言している。「米政策、争点に浮上」『増産にかじ』主張相次ぐ『日本農業新聞』、二〇二四年九月一八日付。
- (9) 農林水産省農産局長「端境期における主食用米の円滑な流通について」(二〇二四年八月二七日)、同「主食用米の円滑な流通の確保に向けた集荷、販売等への一層の対応について」(二〇二四年九月六日)、を参照。上記の文書は、いずれも全国農業協同組合連合会会長、全国主食集荷協同組合連合会会長、全国米穀販売事業共済協同組合理事長宛に発出されている。
- (10) 「八月から米の指数先物取引 経営、需給安定に有用か」『日本農業新聞』、二〇二四年七月二〇日付。
- (11) 農林水産省「スーパーでの販売数量の推移 (POSデータ全国)」([https://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/soukatu/attach/pdf/r6\\_kome\\_ryutu-13.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/soukatu/attach/pdf/r6_kome_ryutu-13.pdf)) (二〇二四年一〇月七日確認)を参照。

- (12) 一〇月に入ってから、出来高がゼロで終値がつかない日が増えてきている。市場の先行きに不透明感が強まっていることが予想される。
- (13) 筆者の見解は、西川（二〇二四b）でもやや長期的な観点から解説したので、こちらも参照されたい。
- (14) 詳しい推計方法については、農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（各版）を参照されたい。近年、需要量の当初推計と実績値の乖離が大きくなっていることについては、西川（二〇二〇）でも指摘した。
- (15) 農林水産省農産局「米の基本指針（案）」に関する主なデータ等」（二〇二四年七月）、を参照。①の要因による需要量の増加については、「概算金上げへ環境整う 米在庫量が過去最低」『日本農業新聞』、二〇二四年七月三十一日付、を参照。
- (16) 「本誌試算 ふるい下米四割減」『日本農業新聞』、二〇二四年一月二八日付、を参照。
- (17) 農林水産省「生産者の米穀在庫等調査結果」（二〇二二年）より計算した。
- (18) 農林水産省「事前契約のスマメー今後とも安定した米取引を実現するために」（二〇二〇年三月）、を参照。

## 4. 卵価形成の実態と課題

日本養鶏協会

エグゼクティブアドバイザー

信岡誠治

### 1. はじめに

鶏卵は我が国の畜産物（生乳、牛肉、豚肉、鶏卵、鶏肉）の中では、唯一国産の鶏卵で自給自足を達成している希少な畜産物である。海外からの輸入は粉卵を軸としたもので自給率九六％（二〇二三年度）を堅持し、卵価は国内の需給動向で変動しているとされている。

そこで、卵価の動きを伝える代表的な指標として使われている全農たまご（株）が発表している荷受相場の価格決定の方法とそれがどう使われているのかをみてみる。

次いで、鶏卵の流通構造と卵価形成の関係性、すなわち量販店やスーパーなど小売店のパック卵の価格形成の実態、加工用鶏卵の価格形成の実態、外食等の業務用の

鶏卵の価格形成の実態についてみてみる。

さらに、量販店やスーパーなどの店頭で目玉商品として取り扱われ廉売のパック卵の流通と「固定価格」で売られているブランド卵の価格形成の実態についてみてみる。

とりわけ、一昨年の高病原性鳥インフルエンザの大発生によって、約一億四、〇〇〇万羽飼われている採卵鶏のうち一、六五七万羽が殺処分され鶏卵生産量（約二六〇万t）のうち一・八％（約三〇万t）がなくなり、絶対的なタマゴ不足（エッグショック）に見舞われ、卵価形成にも大きな影響を与えたが、そこで得られた課題についても触れてみよう。

## 2. 全農たまご(株)の卵価形成の方法と荷受相場の位置づけ

鶏卵の荷受相場は、全国農業協同組合連合会(全農)が一〇〇%出資の全農たまご(株)が営業日の朝九時に発表する荷受相場(卸売価格あるいは相場価格ともいう)がベースになっている。全農たまご(株)以外の商系の各荷受会社や各地の荷受会社も日々鶏卵相場を発表しているが、全農たまご(株)の荷受相場をベースとして相場をホームページや新聞の商品欄に発表している。

発表する鶏卵の荷受相場の内容は六段階ある鶏卵の農林規格サイズ別(SS・S・MS・M・L・LL、四〇〜七六gの間で六g毎にサイズを設定)に1kg当たりの価格である。したがってサイズ別の需給バランスによって鶏卵価格は決定されており、サイズによって価格差がある。

全農たまご(株)のHPでは卵価形成については「たまごは、魚や野菜と違って季節や天候による生産量や品質の変化が少ないため、卸売市場における現物を見ながらのセリや相対取引で決まることはありません。相場を発表する各荷受会社は日々の需要と供給のバランスをみながら相場を決定しています。このような相場の決め方のことを、セリや相対取引によって形成される卸売相場

に対して荷受相場といえます」としている。

具体的には全農たまご(株)の担当部が全国のたまごの生産状況、売れ行きなどの需要動向の情報収集し需給バランスを勘案して荷受相場を決めている。ただし、全農たまご(株)の鶏卵の取扱シェアは全生産量の一五%ほどである。残りの八五%がこの荷受相場で取引されているかどうかは不明である。理由は、全農たまご(株)などの「荷受相場」に連動して取引しているものと、生産者と量販店などのバイヤーや実需者、加工業者との間の相対取引で「固定価格」を決めて取引しているもの、生産者の「直売」によるものの三つがあり、その割合が把握されていないためである。価格も荷受相場は公表されているが相対取引の価格はトレードシークレットとして公表されていない。

ちなみに、最近では店頭ではほとんど見かけなくなつた農林規格のMサイズ、Lサイズ(レギュラー卵という)のパック卵の価格は、かつては「荷受相場」の変動に連動して価格は変わっていた。しかし、昨今の店頭でみかけるパック卵はほとんどが特殊卵(ブランド卵)でかつ、MS〜LLサイズが混合のミックス卵になり、店頭価格はブランド別の「固定価格」が主流となっている。すなわち、特殊卵(ブランド卵)の価格は荷受相場の変動に関わらず「固定価格」であることが多いのが実態である。

#### 4. 卵価形成の実態と課題

これまでの荷受相場の通常の変動パターンは年明け直後の初値は大きく下げ、花見、イースターや五月の連休など行業シーズンに向けて上昇、その後は夏場のお盆に向けて低下、お盆明けは秋の月見シーズンに向けて上昇し、特に十二月はクリスマススケーキやおせち料理、年末市場休業等による前倒し需要などの影響で、需要も高まるため、相場も最高値となるというパターンであった。

しかし、二〇〇四年（平成一六年）に七九年ぶりに国内で発生した高病原性鳥インフルエンザの影響で、年頭に突発的な不足状況が発生し、荷受相場が高騰したのを皮切りに、その後は毎年のように高病原性鳥インフルエンザが発生し、その発生の多寡によって荷受相場は乱高下してきている。

全農たまご（株）の荷受相場を使う場面は、鶏卵生産者経営安定対策事業における鶏卵価格差補填事業での標準取引価格の算定基礎データとして、もう一つは成鶏更新・空舎延長事業の標準取引価格（日ごと）の算定基礎データとしての利用である。具体的には東京と大阪のMとLサイズの荷受相場に入荷量を乗じて荷重平均したものを標準取引価格としている。これは政策的な卵価安定のための基礎データとしての利用である。

パック卵の価格は相対での取引によるものが多いので全農たまご（株）の荷受相場は指標価格として利用され

ていると思われる。相対での価格交渉は「固定価格」であるので、指標価格はあくまでも指標であり、参考価格としての位置づけである。

#### 3. 鶏卵の流通構造は家計消費と業務用等が拮抗

鶏卵の流通構造は販路からみると大きく五つの流通に分かれている。一つ目は家計消費である。量販店やスーパーなど小売店のパック卵（殻付卵でテーブルエッグという）での流通をしており生産量の約五割がこのルートで消費されている。

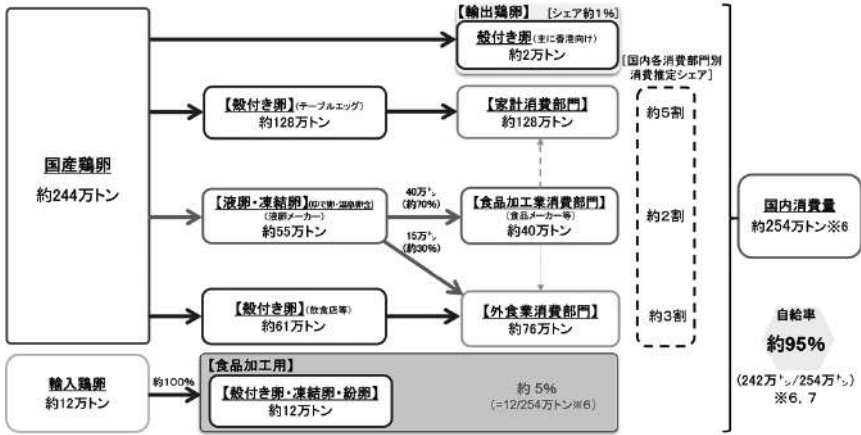
二つ目は加工卵での消費である。液卵メーカーにより液卵・凍結卵及びゆで卵・温泉卵などが製造され、食品メーカー及び外食産業へ流通しており、生産量の約二割がこのルートで消費されている。

三つ目は業務用での消費である。飲食店や外食等へ殻付卵が一〇kg入りのダンボールで流通しており、鶏卵生産量の約三割がこのルートで消費されている（図1）。

四つ目は鶏卵の輸入である。輸入鶏卵は主に卵白、全卵、卵黄を乾燥したものを粉卵の形態で輸入しており、様々な食品加工に使用している。主な輸入先はオランダ、イタリア、米国、インドなどで輸入量そのものは殻付卵換算で一千万前後である。国内生産が不足したからといって輸入量は増やせないのが現状で、近年はむ



図1 鶏卵の流通構造 (2023年)



※1 農林水産省「鶏卵流通統計」、財務省「貿易統計」、農林水産省食肉鶏卵課調べ  
 ※2 殻付き卵(テーブルエッグ)の流通量及びシェアは、国内の人口及び総務省「家計調査 全国二人以上の世帯」(農料消費世帯を除く結果)を基に協会が推計  
 ※3 液卵・凍結卵(液卵メーカー)の流通量及びシェアは、協会が聞き取り推計。また、食品加工用は、厚ぼ液卵・凍結卵・中・小で卵・温泉卵を利用と仮定  
 ※4 殻付き卵(飲食店等)の流通量及びシェアは、国産鶏卵の合計値から、【殻付き卵】(テーブルエッグ)及び【液卵・凍結卵】(液卵メーカー)を差し引いた  
 ※5 国内推定シェアは、国内鶏卵生産量約244万トンに占める割合  
 ※6 254万<sup>1)</sup> = 約244万<sup>2)</sup> (国産鶏卵) + 約12万<sup>3)</sup> (輸入鶏卵) - 約2万<sup>4)</sup> (輸出鶏卵)  
 ※7 242万<sup>5)</sup> = 約244万<sup>2)</sup> (国産鶏卵) - 約2万<sup>4)</sup> (輸出鶏卵)

しる減少傾向にある。

輸入鶏卵の国内での鶏卵消費量に占める割合は四・六%である。食品加工への使用形態は粉卵であるので殻付卵との直接的な競合関係にはない。

二〇二四年一〜八月期の輸入鶏卵の価格は殻付換算で二四七円/kgであったのに対し、同時期の全農たまご(株)の荷受相場は二〇三円/kgであったので輸入鶏卵の方が国内相場よりも二割ほど高い。

五つ目は鶏卵輸出である。鶏卵輸出は二〇二三年には香港を中心に一万八、六〇〇tを輸出、輸出単価は三六六円/kgと国内相場の三〇六円/kgよりも二割強高い価格であった。しかし、最近(二〇二四年一〜八月)は中国国内の経済状況の悪化などで三一〇円/kgと一五%ほど低下してきている。鶏卵輸出量そのものは卵生産量に占める割合は二%弱であるので、鶏卵需給に大きな影響は及ぼしていない。

鶏卵の流通構造は、消費者が直接購入するパック卵での家計消費が五割、加工用と外食等の業務用での消費が五割という構造で拮抗しているのが特徴である。

#### 4. 鶏卵の価格形成の実態

そこで鶏卵の価格形成の実態を一般社団法人日本養鶏協会が実施した「鶏卵生産等のアンケート調査結果」(二

#### 4. 卵価形成の実態と課題

○二四年三月）からみてみよう。アンケート調査は鶏卵の取引方法について「固定価格」、「両方使用（固定価格と相場価格の両方）」、「相場価格」の三つに分けて回答を求め、「両方使用」については「固定価格」と「相場価格」での販売割合を尋ねたものである。全回答戸数は二八六戸である。内訳は「固定価格」が二四戸（八・四％）、「両方使用」が一六四戸（五七・三％）、「相場価格」が九八戸（三四・三％）であった（図2）。

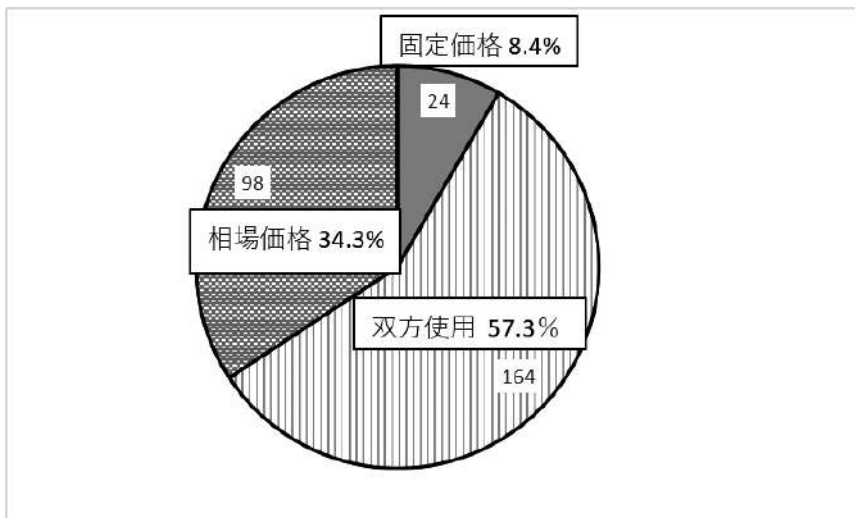
その結果、「固定価格」と「両方使用」の戸数比率は六六％と三分の二は「相場価格」とは違う直売あるいは相対での価格形成を行っている。「両方使用」の「固定価格」と「相場価格」の取引割合を平均してみると「固定価格」が五五％、「相場価格」が四五％で「固定価格」での戸数割合がやや多い。

そこで焦点となるのは、鶏卵生産量全体に占めるそれぞれの取引方法の割合である。

農林水産省の畜産統計によると二〇二四年二月一日現在の採卵鶏の飼養農家戸数は一、四七〇戸、成鶏めす（六か月齢以上）の飼養羽数は一億二、九六八万九千羽である（表1参照）。

一九五五年（昭和三〇年）当時は採卵鶏の飼養戸数は四五〇万七、五〇〇戸、飼養羽数三、九五八万八千羽、産卵個数六七億四、三〇〇万個、卵価・東京Mサイズ二

図2 鶏卵の取引方法の戸数割合 N=286



出所：一般社団法人日本養鶏協会「鶏卵生産等のアンケート調査結果について」2024年3月

#### 4. 卵価形成の実態と課題

○五円/kgであったものが、二〇二四年はわずかに、四七〇戸、残ったのは三千分の一以下となり、飼養羽数は三倍以上に拡大してきている。いかに激烈な生き残り競争が展開されてきたのかが伺い知れる。

卵価も前述したように二〇二四年一～八月の東京Mサイズが二〇三元/kgであったので、六九年前の二〇五円よりも低い価格である。物価変動で何倍にも価格は上がったとは思議ではないにもかかわらず今日も鶏卵は物価の優等生である。

最大の関心事は、羽数規模別の戸数シェアと羽数シェアである。「五万羽未満層」は戸数シェア六〇・八%、羽数シェア九・六%である。それに対して、「五万羽～一〇万羽未満層」は一六九戸で戸数シェア一〇・四%、羽数シェア九・二%、「一〇万羽～五〇万羽未満層」は二六四戸で戸数シェア一六・三%、羽数シェア四七・五%と中央部分を占めている。「五〇万羽以上」は四九戸で戸数シェアは三%に過ぎないが羽数シェアが三三・五%となっている。

結論的には、「一〇万羽以上層」の三一三戸で羽数シェアが八一%である。大規模層への寡占化が一層進行している。

この階層区分で日本養鶏協会のアンケート調査結果を再集計してみると、次の通りである。

表1 成鶏めすの飼養羽数規模別飼養戸数・羽数（全国）

区分	単位	計	成 鶏 め す 飼 養 羽 数 規 模					
			小計	1,000～ 9,999羽	10,000～ 49,999	50,000～ 99,999	100,000～ 499,999	500,000羽 以上
飼養戸数								
実数 令和5年	戸	1,670	1,520	573	470	169	260	46
6	〃	1,620	1,470	560	424	169	264	49
対前年比 6/5	%	97.0	96.7	97.7	90.2	100.0	101.5	106.5
構成比 令和6年	〃	100.0	90.7	34.6	26.2	10.4	16.3	3.0
成鶏めす飼養羽数								
実数 令和5年	千羽	-	128,542	2,370	11,600	11,664	60,362	42,546
6	〃	-	129,689	2,257	10,310	11,960	61,662	43,500
対前年比 6/5	%	-	100.9	95.2	88.9	102.5	102.2	102.2
構成比 令和6年	〃	-	100.0	1.7	7.9	9.2	47.5	33.5

出所：農林水産省「畜産統計」2024年2月1日現在

#### 4. 卵価形成の実態と課題

表2 日本養鶏協会アンケート回答農家の羽数規模別の取引方法の割合

羽数規模	戸数	固定価格	双方使用	相場価格	固定価格の比率
5万羽未満	107	18	55	34	39.40%
		<b>16.8%</b>	<b>51.4%</b>	<b>31.8%</b>	
5～10万羽未満	53	2	25	26	31.80%
		<b>3.8%</b>	<b>47.2%</b>	<b>49.1%</b>	
10～50万羽未満	84	2	51	31	38.30%
		<b>2.4%</b>	<b>60.7%</b>	<b>36.9%</b>	
50万羽以上	42	3	33	6	65.50%
	<b>286</b>	<b>7.1%</b>	<b>78.6%</b>	<b>14.3%</b>	

出所：一般社団法人日本養鶏協会「鶏卵生産等のアンケート調査結果について」2024年3月

五万羽未満の小規模層の「固定価格」が一八戸と多いのはネット取引や地元での直売での取引が他の大規模層に比べて多いことが反映されているものと思われるが、一番多いのは「双方使用」である。五〇一〇万羽未満層が最も多いのは「相場価格」で、これは相対での価格交渉力が弱いためである。一〇〇五〇万羽未満層では最も多いのが「双方使用」で相対での価格交渉にも力を入れているがまだ成果が充分上がってなくて「固定価格」の比率は三割台に止まっている。五〇万羽以上層は「双方使用」が最も多いが「固定価格」での価格設定の比率が六割台を超えており、価格交渉力が他の羽数規模層に比べて高いとみられる。

以上を小括すると、羽数規模によって取引方法は差異があり、「相場価格」に頼らざるを得ない階層は五〇一〇万羽層である。それに対し五〇万羽以上層は「相場価格」から脱して「固定価格」の比率が高くなっている。総体としてはパック卵に関しては「固定価格」での流通が主流となってきたり、加工用と業務用に関しては「相場価格」が主流となっているとみられる。

次いで、販路別の価格形成の実情を生産者、実需者、小売業者等にヒアリングしたが、その概要は次のとおりである。

## 1) 量販店やスーパーなど小売店のパック卵の価格形成

は「固定価格」が主流

パック卵の価格形成は「固定価格」が主流で、鶏卵生産者が最も力を入れているのは、量販店やスーパーなど小売店への「固定価格」での販路確保である。価格交渉はバイヤーとの相対での交渉である。生産者のオリジナルブランド卵、スーパー等のプライベートブランド卵（PB卵）など、それぞれに細かなスペック（納品条件や衛生条件など）と小売価格と納品価格および決済条件を交渉で決めて継続的取引契約を締結している（これを生産者は「商権」という）。

生産者とバイヤーとの力関係は圧倒的にバイヤーの方が強く、生産者の要求がそのまま通ることはない。競合他社との価格競争もあるので、その価格との兼ね合いを見ながらの価格交渉となる。バイヤーは上司から売上金額の増加というノルマが課せられているので、売上が伸びる商材の確保と商品棚の構成が最大の焦点である。

しかし、鶏卵は日配品で毎日、定時定量で納品されるのが大原則であるが、どうしても欠品が出たり逆に売れ残りが出たり、賞味期限が迫ってくると値引きや引き取りという問題が出てくる。消費者からのクレーム対応、ひび割れや破卵などの事故卵（ロス卵）の発生も見込んだ値決めとなるが、最大の課題は消費者の購入意欲を促

す価格設定である。これまでは一パック一〇個入りで二〇〇円台が値ごろ感で消費者の抵抗がない価格帯であったが、配合飼料価格の高止まりで値上げしないとコスト割れであるため一パック三二〇〇円台を小売の「固定価格」に設定するよう取引交渉している。

スーパー等で客寄せの目玉として卵がよく使われるが一パックが一〇〇円台、たまに一〇〇円以下のものであるが、これはお店が出血サービスとして取り組んでいるものである。スーパーの担当者は目玉商品として卵を使うと「販売量は一時的に伸びるが金額ベースでは伸びずに減る」としている。

その結果、店頭鶏卵価格は、近年は高いものと安いものとの格差が拡大してきている。一パック四〇〇円台のものがある一方、二〇〇円以下のものもあるという状態で二倍以上の価格差がある。

生産者がよく口にする一番の問題は、バイヤーからのキックバックの要求である。なかなか表に出てこない商慣習であるが、他の商品でもよくある話である。

これは優越的地位の乱用ということで公正取引に抵触する問題であるが、水面下で横行している。したがって、店頭で生産者が望む程度高い「固定価格」で販売されていても実態は余りメリットがないという取引で価格形成が行われていることもある。

#### 4. 卵価形成の実態と課題

また、最近の動きで気になるには、パック卵の小売価格と荷受価格との格差が広がってきていることである。従来、パック卵の小売マー진은他の食品に比べて低く二〇%台前半であったが、最近は三〇%台になっている。

従来、卵は一物一価でほぼ横並びの小売価格であったのが最近では卵の種類、価格、個数それぞれバラバラとなってきたり、一言で分かるように説明することができなくなっている。卵の生産方法もケージ飼いや平飼いなどケージフリーが徐々に増えつつあることに加え、卵殻色も赤、ピンク、白に加え青色（アローカナ鶏）の卵、栄養強化卵、機能的表示食品の卵、飼料米で育てた卵、サルモネラフリーの卵など多様化してきている。小売店では、消費者の購買意欲が出る価格帯になるように個数を減らして店頭に置くなど販売作戦も多様化してきている。

鶏卵の価格形成の主戦場はテールエッグであることから、全農たまご（株）の荷受相場とは関係なく小売りのバイヤーと相談しながら相対で「固定価格」を設定するようになってきたのが実情である。

#### 2) 加工用卵の価格形成は「相場価格」が主流

加工用（液卵・凍結卵など）の卵の流通は大手数社で

寡占化されており、価格形成は「相場価格」での取引が主流である。しかし、このビジネスモデルでは事業の継続性の観点からは齟齬が生じるので、ある加工メーカーは二割程度を「固定価格」での取引としているという。

この「固定価格」は生産者が再生産できる卵価をベースに卵の品質や特性の優位性、GPセンター（鶏卵の選別包装施設）のコスト、輸送や配送のコスト、マーヅンを積み上げた価格設定である。相場価格によるスポット取引による原料卵調達加工ビジネスの主体であるが、品質の向上と安定性を担保するには、生産段階から衛生管理がしっかりとされており安定的に生産してくれる生産者と連携することが重要であることから、割卵工場自体を大手生産者の農場のある地区に立地させることも行っている。

本来、鶏卵の需給調整の調整弁は加工卵で行うべきで、かつては株式会社全国液卵公社による加工卵の液卵などの買い上げ、売り渡しなどの事業があったが現在は廃止され、民間に任せられている。しかし、いざという時には絶対的な供給不足で食品企業の運営に支障をきたすことから、一定程度保管コストの財政支援ができないかという要望が出されている。

#### 3) 外食等の業務用の鶏卵の価格形成は「相場価格」が主流

外食など飲食店での鶏卵は一〇kg入りのダンボール箱で流通しており、価格形成は大半が「相場価格」で全農たまご(株)の荷受相場が基本となっている。こだわり卵で生産者との相対で「固定価格」での取引もあるが圧倒的に「相場価格」が取引の主流となっている。

ダンボールはサイズ別にSS、Lまで六段階に選別された卵が詰められ、主に卵の卸業者から配送されている。お店の用途に応じて適したサイズの卵が配送されているが、割卵の手間などを省くことができる液卵のニーズが最近が増えてきている。

### 5. 鳥インフルエンザの大発生による卵不足と卵

#### 価形成の課題

二〇二二年度シーズン(二〇二二年一〇月～二〇二三年五月)は高病原性鳥インフルエンザが大発生した。卵価の高騰、卵不足と供給制限は「エッグショック」といわれ、マスコミでも大きく取り上げられた。約一億四、〇〇〇万羽飼われている採卵鶏のうち一、六五七万羽が殺処分され、鶏卵生産量(約二六〇万t)のうち一・八%(約三〇万t)がなくなり、絶対的なタマゴ不足が起こった。これは卵価形成にも大きな影響を与えて、全農たまご(株)の荷受相場は東京Mサイズで二〇二三年四月には三五〇円/kgまで高騰し、同年六月まで高騰は

続いた。

しかし、二〇二三年下半期は、供給が回復傾向に向かう一方、需要の回復が遅れたことで、需給が緩み、卸売価格は概して下落し続け、二〇二四年一月には一八〇円/kgまで下落し、その後も低調に推移してきた。

二〇二三年シーズン(二〇二三年十一月～二〇二四年四月)の高病原性鳥インフルエンザの発生(七九万羽殺処分)は供給に深刻な影響を及ぼさなかった。外食の需要は二〇二三年においては卵メニユーの休止等が相次いだ、後半から卵メニユーが戻り需要は回復してきている。しかし、最大の課題は加工需要の回復の遅れである。

加工需要の消失ともいえる状況がなぜ生じたのか。加工メーカーの立場から言えば「鶏卵はリスク商材で安心して使えない」からである。いつ高病原性鳥インフルエンザが再発して卵不足が起こるかわからないのが現状であるため、安定供給の保証がないと使えないという。

打開策は、鶏卵を割卵して液卵あるいは凍結液卵として備蓄していくというのが最も現実的な方法である。

そこで、鶏卵の需給の安定を実現するには、高病原性鳥インフルエンザの克服と加工卵(凍結液卵など)の備蓄体制を構築していくことが急務となっている。